

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第48号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成12年岩手県条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定試験機関)</p> <p>第4条 知事は、法<u>第15条の17第1項</u>の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を財団法人建築技術教育普及センター（以下「指定試験機関」という。）に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(指定試験機関)</p> <p>第4条 知事は、法<u>第15条の6第1項</u>の規定に基づき、二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務を財団法人建築技術教育普及センター（以下「指定試験機関」という。）に行わせる。</p> <p>2・3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成20年11月28日から施行する。